

第 8 2 号 議案

東京都台東区立環境ふれあい館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、区外利用者の使用料を定めるため提出します。

東京都台東区立環境ふれあい館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立環境ふれあい館条例（平成18年10月台東区条例第61号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び集会室」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、集会室を使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 前項第2号の団体又はこれに準ずる団体であって台東区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「区内利用団体」という。）

(2) 区内利用団体以外の団体であって規則で定めるもの（以下「その他の団体」という。）

第8条中「台東区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

別表1 使用料の部中

「

集会室	1室	1,200 円	4,800 円	1,600 円	6,400 円	1,700 円	6,800 円	4,500 円	18,00 0円
	2室	2,200 円	8,800 円	2,700 円	10,80 0円	3,100 円	11,10 0円	8,000 円	30,70 0円

」

を

「

集会室	区内 利用 団体	1室	1,200 円	4,800 円	1,600 円	6,400 円	1,700 円	6,800 円	4,500 円	18,00 0円
		2室	2,200 円	8,800 円	2,700 円	10,80 0円	3,100 円	11,10 0円	8,000 円	30,70 0円

その他の団体	1室	1,800円	7,200円	2,400円	9,600円	2,550円	10,200円	6,750円	27,000円
	2室	3,300円	13,200円	4,050円	16,200円	4,650円	16,650円	12,000円	46,050円

」

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の東京都台東区立環境ふれあい館条例の規定による集会室の使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。